

会 議 録

1. 会議名

上越市都市計画審議会

2. 議題（公開・非公開の別）

付議案件（公開）

第1号議案 上越都市計画地区計画の決定（土橋東地区）

3. 開催日時

平成26年11月21日（金）午前10時00分から午前11時30分

4. 開催場所

上越市役所木田庁舎4階 402、403会議室

5. 傍聴人の数

1人

6. 非公開の理由

なし

7. 出席者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

- ・委員：芦屋 秀幸、内山 米六、大島 洋一、木澤 勝、
草間 敏幸、佐野 可寸志、田中 弘邦、田村 三樹夫、
中出 文平、平澤 しず子、山岸 栄一、吉村 久子、
岩崎 康文、折笠 正勝、村椿 正子
- ・事務局：市川部長、宮崎課長、小林副課長、佐藤副課長、竹田係長、
渡邊係長、石橋主任、大島主任、三井田主任、小林主事

8. 発言の内容

渡邊係長：ただ今から、「上越市都市計画審議会」を開催いたします。本日は、ご多用のところお集まりいただき、誠にありがとうございます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます都市整備課の渡邊と申します。よろしく願いいたします。

議事に入ります前に、上越市都市計画審議会委員の委嘱状の交付を行いたいと存じます。審議会委員は、上越市都市計画審議会条例の規定により、学識経験者から選出される1号委員、関係行政機関の職員から選出される2号委員、公共団体及び公共的団体の役職員から選出される3号委員、市議会議員から選出される4号委員及び公募に応じた市民の5号委員により構成されます。

この度、就任いただいたのは、本日ご欠席の4名を含め、計19名の皆様であり、任期は平成28年8月末までとなっております。

それでは、委嘱状を交付いたします。皆様の席の前に都市整備部長が参りますので、委嘱状をお受け取りください。

市川部長：佐野可寸志様。……

渡邊係長： なお、本日、三沢委員、宮崎委員、吉田委員、鈴木委員の4名から欠席のご連絡、田中委員からは若干遅れて出席いただく旨のご連絡をいただいております。

次に、本審議会の会長、副会長の選出に移らせていただきます。上越市都市計画審議会条例第3条に基づき、会長・副会長は、委員の互選により定めることとなっております。選出方法について、皆様いかがいたしましょうか。

(事務局一任の声あり)

渡邊係長： ただいま、事務局一任とのご意見をいただきましたが、皆様、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

渡邊係長： ありがとうございます。事務局といたしましては、会長を中出委員、副会長を田村委員にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

渡邊係長： ありがとうございます。ただいま、異議なしの声がございましたので、会長は中出様に、副会長は田村様にお願いしたいと存じます。それでは、中出様は会長席へ、田村様は副会長席へご移動をお願いいたします。

(会長、副会長 移動)

渡邊係長： 早速ではございますが、会長から就任のご挨拶を頂戴したいと存じます。中出会長、よろしく願いいたします。

中出会長： ただいま審議会の会長にご指名いただきました、中出でございます。この上越市の都市計画審議会に10年近く関わらせていただいて、この間に市を取り巻く環境も変わり、3月14日に新幹線が通ってからの色々なまちづくりの方向性をきっちり定めていくことによって、益々の発展が図れることだと思います。全国的に地方都市、少子化、高齢化それから環境問題等、あるいは市や国が目指している集約型の都市構造であるとか、この夏に都市再生特別措置法が改正されて立地適正化計画を作りなさいと言われていたり、都市計画及び都市経営に関わる環境は近々の課題が山のようにあります。その中で都市計画審議会は都市計画に関わることだけを扱うべき審議会ではありますが、より広範な都市経営のようなことも念頭に置きながら是非、皆さんそれぞれのご専門、ご立場で活発に意見をいただければと思っています。よろしくをお願いします。

渡邊係長： ありがとうございます。それでは、本日の審議会に付議させていただく議案について、市長に代わりまして都市整備部長の市川が、会長にお渡しいたします。

(都市整備部長が会長前に進み、付議書を読む)

渡邊係長： ありがとうございます。続きまして、都市整備部長からご挨拶申し上げます。

市川部長： おはようございます。本日は、大変お忙しい中、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、このたびの委員改選に当たり、皆様に委員の就任をお願いいたしましたところ、ご快諾をいただきまして、誠にありがとうございます。併せて御礼申し上げます。都市計画審議会は、まちづくりの骨格となる土地利用や都市施設など、都市計画における重要な案件について、委員の皆様からご意見を伺うためのもので、皆様には非常に大切な役割を担って頂いており、改めて感謝申し上げます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃から市政に、ご理解とご指導を賜っているところでございますが、上越市のまちづくりのために、より一層、皆様のお力をお借りしたいと思っておりますので、ご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日、皆様からは、「上越都市計画地区計画の決定（土橋東地区）」

について、ご審議をいただくことになっております。案件の詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、委員の皆様におかれましては、活発なご意見をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

渡邊係長： ありがとうございます。続きまして、審議に入ります前に、本日の資料の確認をお願いいたします。

本日の資料は、先般、送付させていただきました議案書、名簿のほか「席次表」をお配りしております。過不足等がありましたらお知らせください。よろしいでしょうか。

また、次第にも記載しておりますが、本日の審議終了後、「上越市都市計画マスタープランの中間報告」をさせていただきますので、ご承知置き願います。

それでは、これより審議に入らせていただきますが、上越市都市計画審議会運営規定第2条に基づき、中出会長から議長を務めていただきます。中出会長、よろしくお願いいたします。

中出会長： これより議長を務めさせていただきますが、速やかな議事進行にご協力くださるよう、よろしくお願いいたします。

なお、本日の委員の出席につきましては、先ほどの委嘱状交付の際に、事務局から連絡がありましたが、委員総数19名のうち、15名から出席いただいております。従いまして、上越市都市計画審議会条例第4条第2項の規定により、会議は成立しております。

会議の議事録署名人は、「佐野委員」と「平澤委員」をお願いいたします。

それでは審議に入ります。先ほど付議のありました、第1号議案「上越都市計画地区計画の決定」について、事務局から説明をお願いします。

宮崎課長： 都市整備課長の宮崎と申します。よろしくお願いいたします。先ほど部長からもお話ありましたように、改めて委員にご就任いただいた皆様に今後の都市計画によりしくお願いをしたいと考えております。大変恐縮ですが座ってご説明させていただきます。

議案書と合わせてスクリーンをご覧ください。本日の案件は、「第1号議案 上越都市計画地区計画の決定」の1件です。

本案件は上越市決定の案件となります。

はじめに議案書について説明いたします。議案書の1ページをご

覧ください。名称は「土橋東地区 地区計画」、位置は上越市大字土橋の一部、面積は約 3.7ha になります。

「区域の整備・開発及び保全の方針」と議案書の 2 ページに記載しております「地区計画」については後ほど説明させていただきます。

地区計画を定める理由につきましては、当地区で平成 25 年度より実施しておりました「土橋第一地区土地区画整理事業」が平成 27 年 3 月に完了する見込みとなったことから、当地区におきまして、健全で良好な市街地の形成を図るため、地区計画を定めることとしたものであります。

地区計画の区域につきましては議案書の 3 ページの地区計画計画図のとおりとなっております。区域については、土橋第一地区土地区画整理事業の区域と同様となります。また、当該地区の位置については、議案書の 4 ページ目の総括図のとおりでございます。

それでは詳細についてご説明いたします。はじめに、地区計画について、ご説明いたします。地区計画とは、用途地域など都市全体の視点で定める都市計画とは別に、住民の身近なルールづくりの一つとして、地区レベルで、住民の意向を反映させつつ、地区の課題や特性に応じて、地区の目指すべき目標の実現に向け、用途地域としては建築可能な建築物の一部を制限することや、建物高さや敷地内での配置などに関する規定をきめ細かく定めることのできる都市計画の制度でございます。今現在、上越市では 32 地区、総面積 590ha の地区計画を指定しております。

続いて、当地区の位置について説明いたします。議案書は 4 ページになります。画面中央、赤く着色されている約 3.7 ha の区域が、地区計画の区域でございます。本案件は、この区域での土地区画整理事業の実施に伴い、地区計画を新たに定めるものでございます。当地区は、都市計画道路薄袋荒町線（通称上越大通り）と都市計画道路飯門田新田線に近く、JR 高田駅から直線距離で約 1.5 km に位置するなど、交通と生活の利便性に優れた地区でございます。

次に、当地区の都市の将来像における位置付けについてご説明いたします。当該地区は、平成 13 年に、土地区画整理事業を前提としたまちづくりを推進するべく市街化区域に編入された地区の一部でございます。上越市都市計画マスタープランにおいて当該地区は、土地区画整理事業等の導入による計画的な住宅地の形成を目指す「一般住宅地」として位置付けられております。用途地域は、第 1 種中高層住居専用地域に指定されております。

次に、地区計画の策定の経緯についてご説明いたします。当地区周辺は、平成13年に市街化区域に編入され、当地区においては、平成25年10月から土地区画整理事業を開始し、平成26年度内の工事完了に向けて事業を実施中です。

当市では、土地区画整理事業を行う地区において良好な市街地の形成を担保するため、積極的に地区計画を定めることとしており、当地区においても、土地区画整理事業の実施にあわせて、地区計画を定めることに致しました。なお、土地区画整理事業の実施に合わせた地区計画の策定としては、近年では、上越市新幹線新駅地区、関川東部下門前、土橋南といった土地区画整理事業の実施に合わせて地区計画を策定しております。

区画整理事業に合わせて地区計画を策定する理由としては、区画整理事業では、道路や公園などの基盤は整備されますが、建築物の用途や高さといった建築物に関する細かな事項については規制できないことから、本地区では用途地域による規制に加え、地区計画を定めることで戸建て住宅を主とした土地利用を推進していく内容としております。

続いて、地区計画の概要でございます。名称は土橋東地区地区計画、位置は上越市大字土橋の一部、面積約3.7haであります。

続いて、地区計画の区域でございます。議案書では3ページ目です。地区計画の区域については、土地区画整理事業の実施区域と同様となっております、一体的な地区として良好な市街地の形成を図るものです。図面については、画面の左上が「北」となっております。

次に、区域の整備・開発及び保全の方針でございます。議案書では1ページ目に記載されております。これは、地区を今後どのような街に育てていくかという地区レベルでのまちづくりビジョンを定めるものであり、本地区では、建築物等の適正な誘導と良好な景観形成の推進により、秩序あるまちづくりを目標としております。

次に、地区の具体的なルールを定めている地区整備計画について説明いたします。議案書の2ページ目に記載されている内容となります。当地区では、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、建築物等の高さの最高限度、壁面の位置の制限、建築物等の意匠の制限、屋外広告物の制限、垣又は柵の構造の制限についてルールを定めております。詳細については、次のスライドから説明いたしますが、これらのルールを地区計画によって定めることによって、秩序あるまちづくりを目指すものであります。

建築物等の用途の制限については、現在指定されている用途地域の「第1種中高層住居専用地域」に建築できないものに加えて、各住戸の床面積が40㎡未満の共同住宅、例えば単身者向けの共同住宅のような建築物や、床面積が200㎡を超える店舗、飲食店など、深夜営業を行う店舗、飲食店などの建築物を規制することとしております。具体的例として、一つ目は第1種中高層住居専用地域では、共同住宅の建築は可能ですが、その中の、ワンルームのマンションを規制するものです。二つ目の例として、第1種中高層住居専用地域では、500㎡までの店舗・飲食店の建築が可能ですが、これを200㎡未満で規制するものです。また、店舗・飲食店の深夜営業を規制するものです。趣旨としては、家族世帯用の戸建て住宅を主体とした土地利用が図られるよう、制限を設けるものでございます。

建築物の敷地面積の最低限度については、最低敷地面積を198㎡、約60坪以上としております。趣旨としては、宅地が細分化、ミニ開発されることにより隣接地と近接する事で生じる、日照、通風、プライバシー等の居住環境悪化やトラブルを防止するため、敷地面積の最低限度を制限するものでございます。

建築物等の高さの最高限度については、今現在の用途地域では制限がないため、建築物及び工作物の最高限度を敷地に接する道路面から10mとしております。また、敷地の盛土高は接する道路面から30cmまでとしています。趣旨としては、地区の景観や、居住環境を保全し、ゆとりの空間を確保するため、建築物の高さと盛土の高さについて制限を設けるものでございます。

壁面の位置の制限については、外壁面から道路及び隣地境界までの距離は1.2m以上とすることとしております。

また、物置・カーポート等で軒の高さが3m以下のものについては、道路との境界からは1m以上、道路以外の境界からは60cm以上の後退距離としております。なお、隅切部分、消火栓、ゴミ集積所用地との境界については、制限の対象外としております。趣旨としては、日照や通風、植樹スペース、道路通行者の見通しを確保して、ゆとりあるまち並みをつくるために、壁面の位置の制限を設けるものです。

建築物の意匠の制限については、建築物及び工作物の基調色として使用できる範囲を、上越市環境色彩ガイドラインの色彩基準に適合するものとしております。趣旨としては、住宅地としての、落ち着いた景観を形成するため、建築物の色について制限するものでございます。上越市環境色彩ガイドラインの色彩基準では、このように周辺

の建物や自然環境との調和に配慮し、上越市の豊かな自然や歴史文化にふさわしい色や避けたい色について記載されております。

屋外広告物の制限については、次の要件をすべて満たす場合に限り設置出来るものとしております。自己の敷地内に設置し、自己の用に供するもの。地上に露出する部分において、壁面の位置の制限を越えていないもの。ネオン等による場合、点滅式ではないもの。蛍光塗料及び反射塗料を使用していないもの。屋上または屋根への設置ではないもの。

垣又は柵の構造の制限については、道路に面して設ける垣または柵の高さは、道路面から 1.2m以下とすることとしています。趣旨としては、道路の通行者の見通しを確保するとともに、まち並みの美しさを考え、道路に面して設ける垣または柵の高さに制限を設けるものでございます。

以上が地区計画の内容であります。

続いて、都市計画決定のスケジュールでございます。本案件について都市計画法に基づく縦覧を行った結果、意見書の提出はありませんでした。今後のスケジュールとしましては、本都市計画審議会の議を経た後に、新潟県知事への協議を行い手続きを進める予定となっております。

以上で第1号議案、上越都市計画地区計画の決定についての説明を終わります。ご審議の程よろしくお願いいたします。

中出会長： どうもありがとうございました。只今、説明のありました、第1号議案「上越都市計画地区計画の決定」について、ご質問、ご意見等ありましたらお願いします。

佐野委員： 地図を見ると比較的、川が近いところだと思うが、盛土高が 30 cm ということの整合性、ハザードマップの申請地域になっていないなど、その辺のことを教えていただきたい。

宮崎課長： お答えします。この地域の標高的なものは出ていないので恐縮なのですが、周辺の農地よりも、2m程度高くなっております。今造成しているところは既成市街地と同じくらいの高さになっております。近くに儀明川もありますが、今までもそこからの浸水、冠水は無い状況でございます。

中出会長： よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

内山委員： 参考までにお尋ねしたいと思うのですが、土地区画整理事業で整備された、この区画内は1区画どのくらいの面積になるのか、またどれだけの画数があるのかお聞かせいただきたい。もう一件はこの度、地区計画された土橋東地区に隣接する、同じ色のところの今後の開発の方向性についてお聞かせいただきたいと思います。

中出会長： 区画整理の後の区画がいくつあって、平均敷地面積がいくつかを答えていただければいいと思います。

宮崎課長： お答えします。今、保留地につきましては売出しをかけておりました、おおよそ70坪程度の敷地になっております。総区画といたしましては約100区画を予定しております。隣接します土地につきましては、先程申し上げました通り市街化区域に編入する際には、区画整理事業ということで編入しております。今現在、地元で協議をされている状況でございますので、今後になろうかと思っております。

中出会長： よろしいでしょうか。

内山委員： 大体理解したのですが、もう一度確認させてください。保留地については1区画70坪くらいということですが、全体の100区画についてはどの程度の面積になるのでしょうか。隣接している同じ色のところについては今後組合が組織されて検討されていくのだと理解してよろしいでしょうか。

宮崎課長： お答えします。1つ目の全体100区画につきましては、おおよそ保留地と同じ状況で区画割りをしております。これにつきましては地権者等の関係がございまして、そのために最低敷地面積を地区計画で定めております。隣接する部分につきましては、今現在、用途内での開発を考えております。今後の検討になるかと思っておりますので、この位置と隣接する部分は土地の条件も変わってまいりますので、土地利用の方向も若干変わると思っております。以上です。

中出会長： よろしいでしょうか。地権者が持っている土地も元々農地だった訳で、地権者が住むとは考えられないから、結局地権者が持つよりも

開発にされる可能性が高い訳で、その時に地権者が自分の持ち分として持っていた土地が 400 m²以上の場合には分割して売れるけれど、400 m²以下の場合にはそれを分割して分譲することができないという、そのための地区計画の最低敷地だと思います。そういう理解でよろしいですね。

宮崎課長： はい。

中出会長： よろしいでしょうか。ありがとうございます。他いかがでしょうか。

村椿委員： 40 m²未満の共同住宅がだめだということなのですからけれども、何でだめなのでしょう。

中出会長： お願いします。

宮崎課長： その部分につきましては、先ほどもご説明申し上げました通り、基本的に世帯で住んでいただくことを考えております。従いまして、単身者用の共同住宅についてはここでは排除したいと考えております。地区計画につきましては、地域の意向も非常に多く入れられる部分でございます。やはり周辺を見ている中で、町内会として、単身者の方というのは受け入れられない地域もあるということも実状かなと思っております。

中出会長： よろしいでしょうか。ありがとうございました。他いかがでしょうか。

岩崎委員： ファミリー向けの世帯が入れるとのことですが、学区はどこに通うようになるのか。お子さんが増えてきた場合、防犯、街灯整備ですとか、道路の状況等どのようにお考えになっているのかお聞かせいただきたい。

宮崎課長： お答えします。小学校につきましては、現在は高志小学校と東本町小学校のどちらかを選択することができるようであります。中学校につきましては城北中学校になります。街灯等につきましては、これまでもそうですが市のやり方としては、町内で設置していただいて、

基本的には電気料等について市で負担をさせていただいているのが現状でございます。

中出会長： よろしいでしょうか。

村椿委員： 小学校を選択とおっしゃったのですが、どちらに行ってもいいのですか。

宮崎課長： 言葉足らずで恐縮です。基本的には東本町小学校になります。今ほど申しあげました高志小については、校区外での通学が認められる学校ということで選択はできるということです。

村椿委員： できれば整地したところで同じ方向の学校に行ったほうがいいのかと思います。

宮崎課長： 言葉足らずで申し訳ございませんでした。選択の部分についての校区外で認められている学校という意味での選択でございます。基本的には東本町小学校になります。

中出会長： 他いかがでしょうか。学校区も大事なところでありますが、都市計画の決定で地区計画の内容に関わるところで疑義があれば、そこについて他に質問がございましたら承りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ご意見も尽きたようですので、第1号議案「上越都市計画地区計画の決定」については、原案のとおり答申することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

中出会長： 異議なしと認めます。よって、第1号議案「上越都市計画地区計画の決定」について、原案のとおり答申することに決定いたしました。

以上で、付議のありました議案の審議は終了いたしました。ありがとうございました。

それでは、議長の任を解かせていただき、ここからの進行を事務局にお返しいたします。

渡邊係長： 議長、ありがとうございました。
只今、答申書をお持ちいたしますので、しばらくお待ちください。

(事務局、答申書を持ち込み、会長へ手交)

渡邊係長： それでは、答申書を会長からご確認いただきたいと思います。

(会長が答申書を確認)
(部長が会長の前に進む。)
(会長が答申書を読み上げ、部長へ手交)

渡邊係長： ありがとうございました。それでは、都市整備部長より御礼のご挨拶を申し上げます。

市川部長： 今ほど、委員の皆様方には慎重なご審議をいただき、大変ありがとうございました。今後も、私ども地域の魅力と活力あふれたまちづくりのために、精一杯頑張っていきたいと思いますので、みなさまのご協力の程よろしくお願いいたします。本日は大変ありがとうございました。

渡邊係長： ありがとうございました。都市整備部長におきましてはこの後、公務がございましてここで退席させていただきます。

次に、最後になりますが、次第の8「その他」について、事務局から説明等をお願いいたします。

竹田係長： 御苦勞様でございます。都市整備課の竹田でございます。私のほうからはみなさまのお手元に、上越市都市計画マスタープランの中間報告ということで緑色の少し薄い冊子がございます。これについてご説明させていただきたいと思います。

資料は概要版ということで右上に書いてございます。今回都市計画マスタープランにつきましては昨年9月に有識者等で組織した『上越市都市計画マスタープラン策定検討委員会』を組織し、これまで7回にわたり検討を進めてまいりました。このたび、全体構想について概ね取りまとめ作業が終了したことから、委員の皆さまにご説明させていただきたいと思います。

それでは、お手元の資料に沿って、ご説明させていただきます。

資料の表紙をめくっていただき 1 ページ目をご覧ください。都市計画マスタープランの目的と役割につきましてご説明いたします。

都市計画マスタープランにつきましては、都市計画法において「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として長期的に目指すべきまちの姿を示すものであり、当該市町村の基本構想に即して定めることとされております。今回、策定する「マスタープラン」につきましては、策定中の『第 6 次総合計画』の土地利用構想の基本方針として位置づけるとともに、新潟県が定める『都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』いわゆる都市計画区域マスタープランにも即した内容として定めることとしております。

都市計画マスタープランは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るために、都市計画区域において住宅系や商業系、工業系などの用途地域を指定し、都市計画道路や都市公園を計画的に配置する「まちの設計図」であり、市域全体に影響を及ぼす公共インフラなどの配置計画となるものです。なお、現在の上越市都市計画マスタープランにつきましては、合併前上越市を対象として平成 11 年度に策定したものであることから、新たな都市計画マスタープランでは、人口減少や少子高齢化、厳しい財政状況など、社会情勢の変化に対応した都市づくりの方向性を示すものとして、計画の目標年時を平成 46 年度に設定し、都市計画区域の有無に関わらず、市域全域を計画の対象区域として定めております。

計画の構成につきましては、上越市の現状と課題を踏まえ、市全体のまちづくりの将来像と「都市施設」や「都市環境」など、分野別の方針を示した「全体構想」と、地域ごとにまちづくりの方針を示す「地域別構想」及び、将来都市像を実現するための進め方や手法などを示す「まちづくりの進め方」で構成しております。

次に 2 ページ目をご覧ください。上越市の現状と課題について、ご説明いたします。全国的に人口減少や少子高齢化が進行しておりますが、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によりますと、上越市におきましては平成 22 年度の総人口は約 20 万人でしたが、20 年後には約 3 万人減少し 17 万人になるとみられています。併せて少子化の影響により、今後は生産年齢人口がさらに減少し高齢化率が増加することから、地域活力を維持・向上させるための住み続けられる生活の場の確保や安心して暮らし続けられる生活環境が必要となってまいります。

また土地利用におきましては、人口が減少することにより低密な

市街地が広がるとともに、未利用地も増えることで、道路や公園の施設を維持しつづけるためには市民一人当たりの負担が増となるため、実質的には全ての公共インフラの維持が困難となるなど、課題が深刻になることから、市民にとって便利で暮らしやすい居住空間を形成するためには、市街地を適正な規模にとどめ、既存の生活サービス施設やインフラの有効活用を図ることにより、量的拡大から質的向上へと転換し、様々な問題に対応しながら持続可能な都市へ転換を図る必要があります。

次に資料3ページ目をご覧ください。将来都市像・将来都市構造についてご説明いたします。この将来都市像、将来都市構造については、現在、策定を進めております第6次総合計画において定める土地利用構想に則して定めております。第6次総合計画と都市計画マスタープランの関係から説明いたします。

第6次総合計画は、人口減少の進行、世帯構成の変化、歳入・歳出の不均衡を課題に掲げ、基本構想8年、基本計画4年の計画期間を想定し、『すこやかなまち～人と地域が輝く上越～』を目指す将来都市像と位置づけ、その実現に向けた取り組みを示した上越市の最上位計画であります。総合計画では、都市構造を面、点、線で捉えて整理しておりますことから、都市計画マスタープランにおいても、快適で充実した都市空間を形成し、各拠点が相互に連携した持続可能な都市構造となるよう、面の構造としてめりはりのある土地利用、点の構造として質の高い拠点、線の構造として拠点間の連携を支える交通ネットワーク、以上、3つの要素で土地利用構想を構成しております。

次に具体的な面、点、線の構造について説明いたします。面につきましては、多様な都市機能や優良な農地、豊かな自然を有する地域それぞれの特性をいかし、育む、土地利用として、市全域を市街地、田園地域、中山間地域の3つに分類しております。点につきましては、商業、医療、福祉、教育、文化などの都市・生活サービスを受けることができる暮らしやすいまちを形成するため、各地区の土地利用の状況に応じて「都市拠点」「地域拠点」「生活拠点」「ゲートウェイ」の4つに分け、暮らしを支える拠点の構築を目指すこととしております。線につきましては、拠点と市外、拠点同士および拠点と地区内の集落間の移動が便利に安全にできるよう交通ネットワークを「広域ネットワーク」「拠点間ネットワーク」「地区内ネットワーク」に分け、人や物の移動を支える交通ネットワークの構築を目指すこととしております。

次に資料4ページをご覧ください。まちづくりの基本方針についてご説明いたします。まちづくりの基本方針としましては、平成24年度に有識者5名で構成された上越市都市計画区域検討委員会において、1活力のあふれるまちづくりの推進、2拠点とネットワークを強化するまちづくりの推進、3豊かな田園・自然と共生するまちづくりの推進、4災害に強いまちづくりの推進、この4点を上越市が目指す将来都市像、将来都市構造の実現に向けて、商業、工業や農業、観光、防災などさまざまな分野で連携して進めるまちづくりの基本方針として定めております。

次に長期的視点に立った拠点への人口集束のイメージについてご説明いたします。全国的にも、人口減少時代のまちづくりは過去に例がなく、現時点で20年先を見越すことは非常に困難と考えます。上越市では国立社会保障・人口問題研究所の推計値によりますと、10年後には人口が1.9万人減少し、20年後には3.6万人減少すると推計されていることから、今後10年間は、人口集積地の維持を目標に拠点の質を高めることで、各拠点に人々の暮らしが緩やかに集束されると考えております。人口集積地の人口規模は小さくなりますが、地域コミュニティが残ることで地域の拠点性は維持できると考えております。図はまちの断面を示したものであり、山の形をしておりますが、突き出た部分は、そこに人が住む区域をイメージしております。縦軸につきましては人口密度を示し、上に行くほど人口密度が高いことを示したものとなっております。今後は緩やかに人口が集束する地域を、居住中心部や都市中心部として位置づけ、将来のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に5ページ、6ページをご覧ください。まちづくりの分野別方針について説明いたします。5ページから7ページにつきましては、目指すべき都市の将来像の実現のための方針を「土地利用」の面、「拠点」の点「都市施設(道路、交通)」の線として定めたものであり、7、8ページは総合計画に即した将来都市構造の図を記載しております。9ページ、10ページについては「都市施設(公園・緑地、下水道・河川、その他施設)」、「景観」、「都市防災」、「都市環境」の各分野ごとの方針を示しております。まちづくりの分野別方針の中でも、市民生活に特に密接な関わりがある「土地利用」、「拠点」、「都市施設(道路、交通)」、「都市防災」についてご説明いたします。

資料は5ページをご覧ください。土地利用の方針につきましては、多様な都市機能や優良な農地、豊かな自然を有するエリアそれぞれの

特性をいかし、育む「めりはりのある土地利用」を推進するため、市街地は、将来の人口減少や社会経済情勢の変化などを踏まえ、市街地の適正な規模を維持する土地利用を推進することとし、用途地域について適正かつ計画的に配置・誘導しながら、誰もが快適に暮らし続けられる市街地の形成に取り組むこととしております。

田園地域は、無秩序な開発を抑制し、農業政策と調整を図りながら良好な営農・自然環境を保全しつつ、地域の活力を維持するため集落、農地、身近な自然地に分類し適正な土地利用を誘導することとしております。

中山間地域は、自然環境や景観を保全するとともに、水源涵養などの公益的機能を維持するため、森林の適切な管理と農地の保全を推進するとともに、人や地域の支え合いなどにより、中山間地域の暮らしを都市計画としても関係施策と連携しながら必要に応じて支援することとしております。

次に6ページをご覧ください。拠点の方針についてご説明いたします。各地区の拠点の機能に応じ、暮らしを支える機能を維持・集積する拠点として都市拠点、地域拠点、生活拠点を定めております。都市拠点は、都市的な生活形成を可能とする居住環境と、経済発展の原動力となる都市機能の集積を図るとともに、市内外からの交通アクセシビリティを高め、多様な人々が集まり、交流や連携が生まれるにぎわいのある拠点として、直江津駅周辺、春日山駅周辺、高田駅周辺を位置づけております。地域拠点は、日常生活に必要な機能に加え、周辺の生活拠点を支える機能が集積し、都市拠点より身近な暮らしの場として地区内及び周辺地区の日常生活を支える拠点として、柿崎区、大潟区、浦川原区、板倉区の中心的エリアを位置づけております。生活拠点は、日常生活に必要な機能の維持・集積を図る地区内の集落や地区外からの交通アクセスを確保し、交流や連携が生まれる拠点として安塚区、大島区、牧区、頸城区、吉川区、中郷区、清里区、三和区、名立区の中心的エリアを位置づけております。

ゲートウェイとしては、広域交通の結節点として交通の利便性を活かした都市機能が集積し、市内外を行き来する人や物の玄関口である上越妙高駅周辺、直江津港周辺、上越インターチェンジ周辺を位置づけております。また、高規格道路の整備進捗を考慮し、新たなゲートウェイとしての機能の整備・誘導を検討する地域として、寺インターチェンジ周辺の検討を進めてまいります。

次に7ページをご覧ください。線である都市施設の道路についてご

説明いたします。道路については、その特性に応じて、『広域ネットワーク』『拠点間ネットワーク』『地区内ネットワーク』の3つのネットワークに位置付け、「人や物の移動を支える道路ネットワーク」の形成を目指すこととしております。高速道路や高規格道路、国道などの広域ネットワークにつきましては、関係機関との連携により、上越魚沼地域振興快速道路の整備促進や上信越自動車道の全線4車線化の早期実現への取り組みを引き続き継続することとしております。

県道上越新井線、県道新井柿崎線など、拠点間を結ぶ道路が該当する拠点間ネットワークにつきましては、日常生活や経済活動、災害時の避難・救助活動を支えるネットワークの形成の促進を行うこととしております。

地区内ネットワークでは、生活に身近な市道が該当しますが、道路整備計画に基づいて、緊急性や必要性を踏まえた上で整備を促進することとしております。

このほか、積雪時の移動空間、移動しやすい交通環境の形成に取り組むとしており、併せて道路施設の的確な維持管理・更新や長期に渡って未着手となっている都市計画道路の見直しについて取り組むこととしております。

次に10ページをご覧ください。都市防災に関する基本的考え方についてですが、都市の防災につきましては近年の防災に対する市民ニーズの高まりや東日本大震災の教訓を踏まえた上で、都市基盤整備により災害を未然に防ぐ「防災」対策に加え、人命の保護を最優先し、被害を最小限に抑える「減災」の視点から、市民の安全・安心な暮らしを確保するまちづくりを目指すこととしています。

一番後ろのページになりますが、今後の検討スケジュールをお示しいたしました。今後は全体構想(案)について市民の皆さまに中間報告をさせていただきご意見などをいただいた上で取りまとめ作業を進めてまいります。また、引き続き地域別構想について検討作業に入り、各地域からのご意見もお聞きし、最終的に全体構想、地域別構想の素案がまとまる年度末の段階でパブリックコメントを実施し、市民の皆様からご意見をいただくとともに委員の皆さんにもご報告をしたいと考えております。

以上で説明を終わります。

渡邊係長： ありがとうございます。今ほどの説明に関し、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

草間委員： 今後の検討スケジュールについて、地域別構想を検討されるということで、地域の声も当然聞かれていくと思いますが、こういった形態、内容を考えているのか具体的に教えてください。

宮崎課長： 今現在、地域別構想の策定に向けて各総合事務所との打ち合わせをしながら準備をしております。今回説明した内容には、地域別構想の区域割りが入っていませんので、ご説明いたします。

都市計画区域は、上越都市計画区域と柿崎都市計画区域、妙高都市計画区域のうち中郷区の部分と、3つの都市計画区域があり、それを基本として地域別構想の区割りを行っています。

総合計画では、意見交換会ということでブロックごとにお話しをお聞きしておりますが、都市計画マスタープランの策定につき、少し議論をお願いしたいということで、町内会、消防団、PTA等の皆さんから人選をしていただき検討したいと考えており、地域別説明会については、12月を目途に1回開催させていただき、その後、いただいた意見を踏まえ修正させていただいたものをパブリックコメント実施前に再度地域の方々にお話しさせていただきたいと考えています。

内山委員： 計画の目標年次についてお尋ねします。総合計画では、8年ということになっています。それを受けて都市計画マスタープランを作成するということですが、このマスタープランが目標期間20年です。この整合性ということをどのように考えていますか。

宮崎課長： ご説明いたします。総合計画は、今回の見直しにあたって期間を8年と定めています。自治法の『定めなくてはならない』といった総合計画から、変更になって『定めることができる』ことに改正され、市町村の裁量の中で8年となったものでございます。

都市計画マスタープランにつきましては、都市計画法に基づく計画で、整備・開発及び保全の方針につきましては、土地利用10年、施設20年という目標年次のもとに今、行っている区域区分、市街化区域と市街化調整区域の区分など都市計画決定にかかるものについては、そのような指針の中で進めております。

基本的に目指す方向は同じだと思っておりますが目標年次が変わっているものでございます。

内山委員： おっしゃることはわからなくはないですが、都市計画法を優先されて20年ということだとは思いますが、市の方針の要となる総合計画は8年です。市長はそのように話していました。

第6次がそのように進められていますが、それを超えて、2.5倍からの計画がなぜ必要なのかの説明がしっかりしていないと理解が得られないと考えます。マスタープランを今後、パブリックコメントを諮るにあたって、そのあたりが整理されていないとまずいと考えますので、内部でよく議論してください。

宮崎課長： その部分については、法律の問題もございますが、一方で、総合計画の中で8年ということを決めてきています。従前、総合計画は10年だったと思います。都市計画マスタープランについては、先ほど計画の方向性についてシフトしていくのだという考え方を説明させていただいておりますが、当然検証・見直しができます。しかしながら、目指す方向性、まちの方向性はできますので、そのあたりを見据えた中で、施設整備も含めて進めていくのが都市計画マスタープランであると考えています。委員おっしゃるとおり、きちっと説明できるように内部で調整しておきます。

大島委員： 拠点の考え方として、都市拠点、地域拠点、生活拠点という分類をされています。特にお聞きしたいのが、地域拠点、生活拠点の考え方ですが、先の総務常任委員会でも議論があったところで、私も委員として出ている以上、このままでよいのかと考えておりますのでお聞きします。

例えば、頸城区なり三和区なり、上沼道の開通などを踏まえた今後の発展を考えたときに、このような区分でよいのか、13区の中をこういう切り分けをしてよいのかということに疑問を持っています。今後の20年間の方向性を決めるということは非常に重要な問題になりますから、考え方をお聞かせください。それから最初に、公共インフラの配置計画に繋がっていく可能性があるのご説明がありました。そういうことであれば、まさに重要な問題でありますので考え方をお聞かせください。

宮崎課長： ご説明いたします。まず、最初に拠点の考え方がございます。基本的な考え方として、まちづくりの方向性の中から量的拡大ではなく

質的向上を目指しますということで、進めております。これについては、総合計画でも同じであります。実際の拠点の位置づけについては、現況を踏まえた中での分け方になります。

中出会長： 拠点の配置については、都市計画マスタープランで議論したのではなく、総合計画で議論したものを受けているのではないのでしょうか。都市計画マスタープランは上位計画が総合計画だからそれをうけているのであって、異論があるなら総合計画に異論を唱えていただいて、総合計画をなおせば、それを受けて都市計画マスタープランにも反映されます。

都市計画マスタープランの策定委員会では、企画政策課の方も来ていて総合計画でこうなっているからということや、都市計画マスタープランの策定検討委員会の内容を見ていただいています。特に議員は、総合計画については議会で議論するチャンスが何度もあるのでそのところは理解してもらいたいと思います。都市計画マスタープランに問題をなげかけられても困るということです。長期インフラのように都市計画でやることは、都市計画マスタープランに書いてなければできないということになっているので、その部分を計画に位置づけようとしていることで理解していただければよいと思います。それも総合計画に書いてあることを空間化しているだけのことで、異論があるなら総合計画に言ってもらいたいと思います。

基本的に総合計画が上位計画にある限り、総合計画を逸脱したものにはなっていません。

内山委員： 会長のお話はよくわかりました。都市計画審議会の中で、総合計画について方向が違うのではないかとといった意見があったことを言えるのではないのでしょうか。

中出会長： 都市計画マスタープランの策定委員会の中では、様々な意見がでて、総合計画審議会に戻して反映してもらっているものがいくつもあります。私も、田村委員も佐野委員もみんな委員ですが、都市計画マスタープランでは、かなりの部分を総合計画と調整を図りながら、何度も問題意識を持って調整しています。各分野との調整も図っていると思います。

内山委員： ありがたいことだとは思いますが。今の問題を大島委員の質問もそ

のたぐいにはいるのではないかと思いましたが、一言申し上げました。

宮崎課長： 今のお話については、総合計画の担当にもお話しておきます。

渡邊係長： その他ございませんでしょうか。ご質問等がないようでしたら、以上をもちまして上越市都市計画審議会を終了いたします。

今日は、貴重なご意見をいただき、大変ありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

9. 問合せ先

都市整備部都市整備課監理係

TEL：025-526-5111（内線 1784）

E-mail:toshiseibi@city.joetsu.lg.jp

10. その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。